

株式会社NHKプロモーション普通注文約款

(総 則)

第1条 株式会社NHKプロモーション(以下「発注者」という。)と取引相手先(以下「受注者」という。)との間の売買、請負その他の契約(以下「当該契約」という。)について、別に契約書類または取決め等による特約がないときは、次条以下の規定を適用する。

(契約条件)

第2条 発注者は、当該契約にあたっては、物件、工事、役務等(以下「物件等」という。)の仕様・数量・納期・納入場所その他の必要な条件を受注者に指定する。

2 発注者は、事業上の都合により、前項の条件の一部を変更することができる。

3 前項の場合、当該契約金額の変更、損害賠償等必要な措置については、発注者と受注者と協議して定める。

(法令による許認可等)

第3条 受注者は、当該契約の履行について、法令等の規定により許可または認可等を要する事項がある場合は、当該許可または認可等を受けていなければならない。

(権利義務の譲渡等)

第4条 受注者は、書面により発注者の承諾を得なければ、この契約に基づく受注者の権利または義務を第三者に譲渡し、または承継させてはならない。

(損害の負担)

第5条 受注者は、物件等について、発注者への引渡し完了前に生じた損害のすべてを負担するものとする。ただし、その損害のうち、発注者の責めに帰すべき事由によって生じたものについては、発注者の負担とする。

(検 査)

第6条 受注者は、物件等を納入するにあたっては、その旨を書面により通知し、発注者は、納入場所においてすみやかに検査を実施する。

2 発注者は、前項に定める検査のほか、必要と認めたときは、随時受注者の店頭、工場または発注者の指定する場所において検査することができる。

3 発注者は前各項の検査の結果不完全であると認めたときは、受注者に対し、指定期間内に、代品を納入させるかまたは必要な補修などを行わせ、あらためて検査を行う。

(引渡し、所有権の移転)

第7条 発注者は、前条第1項から第3項までの検査の結果完全であると認めるとき、物件等の引渡しを受ける。

2 当該契約によって物件等の所有権を移転する場合には、その所有権は引渡し完了時に受注者から発注者へ移転する。

(代金の支払)

第8条 発注者は、物件等の引渡しを受けた後、受注者の書面による請求をまって当該契約代金を受注者に支払う。

(かし担保)

第9条 発注者が、第7条による引渡し完了後1か年以内に、物件等についてかしがあることを発見したときは、受注者は、発注者の請求により、その指示する期限までにあらためて代品を引き渡すか、または補修するなどの措置をとらなければならない。その費用は、受注者の負担とする。

(遅滞金)

第10条 受注者は、発注者から指定された納期までに物件等を発注者に引き渡すことができなかったときは、遅滞金として当初指定の納期の翌日から起算して引渡し完了日まで遅滞1日について契約金額の千分の壹に相当する金額を発注者に支払わなければならない。

2 前項にかかわらず、次の各号により納期が変更されたときは、変更後の納期の翌日を起算日として前項の規定を適用する。

(1) 第2条第2項により、納期が変更になったとき。

(2) 天災地変その他受注者の責めに帰すことができない事由により納期前にその延伸について受注者から申請があり、発注者がこれを認めるとき。

(契約の解除)

第 11 条 発注者は、受注者が自己の責めに帰すべき事由により、次の各号の一に該当する場合は、何らかの通知催告を要せずに、直ちに当該契約の全部または一部を解除することができる。

- (1) 納期までに物件等を引き渡さないとき、またはその見込みがないと認められるとき。
- (2) 当該契約の履行について不正な行為があったとき。
- (3) 前各号のほか、当該契約上の義務に違反したとき。

(違約金)

第 12 条 受注者は、前条により当該契約の全部または一部が解除された場合は、違約金として、解除となった契約金額の拾分の壹に相当する金額を発注者に支払わなければならない。

2 前項の規定は、発注者が受注者に対し損害賠償の請求をすることを妨げない。

(暴力団等の排除)

第 13 条 発注者は、受注者または受注者の役員もしくは従業員（受注者の業務に従事するものを含む）において次の各号の一つに該当することが判明したときは、何らかの通知催告を要せずに、直ちに当該契約の全部または一部を解除することができる。

- (1) 暴力団、暴力団員、準構成員、暴力団関係企業、特殊知能暴力集団その他これらに準じる者、またはこれらの者と密接な関わりを持つ者であることが判明したとき。
 - (2) 自ら、または第三者を利用して、暴力的な要求行為、法的責任を超える不当な要求行為、詐術、脅迫的行為、業務妨害行為その他これに準じる行為を行ったとき。
- 2 発注者は、受注者が前項に該当するおそれがあると認めるときは、そのおそれがない旨合理的に判断できるまでの相当期間、本規定上の義務の履行を停止することができるものとする。

(守秘義務)

第 14 条 発注者及び受注者は、当該契約により知り得た情報について、相手方の事前の書面による承諾なくして第三者に開示できないものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当するものはこの限りではない。

- (1) 相手方から知得する以前に、印刷物等により公知となっていた情報。
- (2) 相手方から知得する以前にすでに自己が所有していた情報。
- (3) 相手方から知得した後に、自己の責に帰することができない理由により公知となった情報。
- (4) 自己が独自に開発した情報。
- (5) 第三者から秘密保持義務なしに正当に知得した情報。
- (6) 法令等の規定に基づき開示が求められた情報。（個人情報の保護）

第 15 条 受注者は業務の受注や実施に際し知り得た、または発注者から提供された個人情報保護法令に定められた情報（以下、単に「個人情報」という。）を取り扱う場合には、次の事項を遵守することとする。

- (1) 個人情報は、利用目的を受注した業務のそれぞれの実施目的に限定し、それ以外の目的に利用しない。
- (2) 個人情報を機密情報として取扱い、漏洩、滅失、毀損の防止その他、安全管理のために必要かつ適切な措置をとる。
- (3) 受注した業務を、発注者の承認を得て第三者に下請負する場合を除き、個人情報を第三者に提供しない。
- (4) 発注者の承認を得て下請負先等の第三者に提供する場合は、当該第三者にも前項までの各項目を遵守させる。
- (5) 業務完了（業務を中止する場合を含む）後は、法令等で別に定めのある場合を除き、個人情報を発注者に返却するか再生不能な状態にして廃棄する。

(契約外事項)

第 16 条 この約款その他当該契約に関する仕様書・図面等に定めていない事項または解釈上生じた疑義については、そのつど両者協議して処理する。